

平成31年2月21日 策定
令和5年4月3日 改定
令和6年4月1日 改定

大阪府立 港 高等学校 学校部活動に係る活動方針

1. 学校部活動の目的

学校部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力・発表力・表現力等を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 部活動指導員の配置がある場合は、部活動指導員が中心となり運営・指導を行うものとする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日（校内一斉退庁日を、原則ノークラブデーとしてそれにあてる）、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっては、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。また、校内での活動においては下校時間を守って活動を行う(原則)。
- (5) 学校の休業日に練習試合や発表会・演奏会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 学校部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

<注意>

- 学校部活動を行わない日の設定は、週当たり平日1日、週末1日以上を休養日とすることを基本としているため、1年間を52週として、104日と設定。104日のうちには、定期考査期間や年末年始、入学者選抜に係る登校禁止日など学校全体で部活動を行わない日を含むので、週1日以上の校内一斉退庁日（ノークラブデー） と合わせ、104日以上を設定を考える。
* 年間行事計画で設定される校内一斉退庁日（ノークラブデー）のうち、長期休業期間等に該当するものについては、生徒完全下校時間の順守を原則として、活動日とするなどの柔軟な対応を可能とする。
- 準備や片づけの時間は活動時間には含まない。
- 早朝練習を実施する場合、その時間は活動時間に含む。
- 校内で生徒が自主的に実施する練習は、個人の意思で、単独又は少人数で自主的に実施する短時間かつ危険を伴わない基礎的な練習については、活動時間に含めないものとする。ただし、部員の多くが実施する練習など、外形的に活動と同様と見られる練習は、活動時間に含める部活動として扱う。
なお、例えば、勤務時間前の早朝などに自主的に行う練習については、その態様如何に関わらず、顧問（または他の教員）の付添い（在校していること）が必要。但し、合同部活動を実施する学校部活動で、ペアリング校の顧問または部活動指導員の付き添いがある場合は、その限りではない。
- 合宿等宿泊を伴う活動における、活動時間の設定は行わないが、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。さらに、その後に休養日を設けるなど、過度な負担とならないよう配慮する。
- 実施は平成31年4月1日からとする。
- 令和5年4月3日改定の内容は、令和5年4月4日から実施する。
- 令和6年4月1日改定の内容は、令和6年4月2日から実施する。